正善寺樹木葬墓地使用規約

第一条 名称

正善寺樹木葬墓地(以下、樹木葬という)と称す。

第二条 所在地

栃木県足利市常見町一一十二一十五に置く。

第三条 管理運営

宗教法人正善寺代表役員(住職)がこれにあたる。

第四条 申し込み

- 1. 住職が承認し、正善寺(以下、当寺という)と仏縁を結ぶ方であれば、宗旨、宗派、国籍を問わず申し込みができる。生前中であっても予約申し込みをすることができる。
- 2. 申し込みは、当寺指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名、捺印の上行う。
- 3. 申込用紙は二部作成し、当寺、申込者(以下、施主という)がそれぞれ保管する。
- 4. 申し込みされた霊位は、当寺の樹木葬供養過去帳に記帳される。
- 5. 施主は、樹木葬の利用に際し、当規約を遵守しなければならない。

第五条 法要

- 1. 納骨前に樹木葬供養法要を行う。その日時は施主と当寺の間で決定し行うものとする。
- 2. 毎年春彼岸中日の午後三時より、樹木葬合同法要を行う。 (塔婆冥加料三 千円を納める)
- 3. 個別の年忌法要や御回向を希望する際は、当寺と施主の間で別途取り決める。

第六条 冥加料

- 1. 樹木葬使用料は三十三万円/一体とし、申し込み時に一括納付する。
- 2. 初回のみ、護持会費一万円を合わせて納付する。
- 3. 一旦納入された使用料等は、理由の如何を問わず返還しない。
- 4. お名前等を彫った石のプレート代は、別途石材店に支払う。

第七条 その他

本規約は必要に応じて随時変更されるものとする。
以上

宗教法人 正善寺

住職 源田妙劭